

明石市労連ニュース

第 321号

11年 11月 18日

発行 明石市
労働組合連合会

合理化提案は継続協議

更なる闘争強化へ

市労連は、昨日の午後8時から最終交渉を行い、左記の回答を得、その後の中央委員会で議論する中で本日のスライキは延期することを決定した。

この10年余り、賃金が下がり続けている中で、人事院勧告で出されたマイナス改定を実施するなど当局に求め続けたが、これまでの当局の基本姿勢である人下がりが続いている中で、人事院勧告で出されたマイナス改定を実施するなど当局に求め続けたが、これまでの当局の基本姿勢である人

2011年度賃金改善等に関する要求 (最終回答)

1 平成23年12月期末・勤勉手当については、条例・規則等に基づき、2.05月(期末手当1.375月、勤勉手当0.675月)を12月9日に支給する予定である。

2 本年度の給与改定については、人事院勧告に準拠し、給料月額を引き下げ及び給与較差分の減額調整を行う旨の条例改正案を、12月定例市議会に提案する。

なお、平成19年度の給与制度の見直しにおける現給保障額の取り扱いについては、国、県及び他都市の動向等を踏まえながら、引き続き、十分な協議を行っていく考えである。

3 先般要請した地域手当の支給率7%への引き下げ及び特殊勤務手当の原則廃止を含めた抜本的な見直し等、国公準拠を基本とする給与のさらなる適正化については、平成24年4月実施に向けて、引き続き、十分な協議を行っていく考えである。

確定・年末一時金闘争

スト延期



しかし、4年前の「給与構造改革」における「現給保障」に該当する職員が400人以上もいる中、人事院勧告で出された現給保障の廃止は絶対に認められな

い主張し、今後も他市の状況等を考慮しながら継続協議をしていくとした。

地域手当等は継続協議

要求書を提出した時に、逆に泉市長から要請があった「給与のさらなる適正化」の5つの合理化提案については、引き続き継続協議していくこととした。

しかし、地域手当の引き下げ、特殊勤務手当の原則廃止など、当局の賃金合理化に対する姿勢は非常に固

くなく、回答文書にあるように来年4月実施に向けての考えは変わっていない。今回の当局提案の賃金合理化は、①全職員の地域手当引下げ、②特殊勤務手当の原則廃止、③大卒初任給を5400円引下げ、④2級への昇格制度改悪、⑤賃金表のあし足し廃止、と全職員にわたる上に、若年層と高齢層への打撃、不快で特殊な業務をしている職員への打撃と、大幅な引下げ合理化であり、職員の勤務意欲に大きく影響するもので、到底、容認出来ない。

職場から反撃しよう

全組合員に署名活動と意見書記入をお願いしているが、昨日段階で多くの組合員が協力をしてくれている。まだ書かれていない組合員の方は、早期のご協力を

お願いする。

今回の一連のストは延期とし、来年1月25日に予定される健福予算要求闘争のスライキに併せて、今後も取り組んでいく。

12月・1月が正念場となるが、今後も組合に結集し、一方的な大幅賃金合理化を許さない取組みへの集中をお願いする。

一時金は2・05月

年末一時金は回答文書の通り、合理化無し。

マイナス改定の内容

1. 50歳台を中心に、40歳台以上を対象に引下げ(平均改定率▲0.23%)を行う。
(50歳台：最大▲0.5%、
現給保障者：一律▲0.49%)
2. 引下げ改定者に対して、本年4月から11月までの例月給与及び本年6月の期末・勤勉手当に対する調整額(調整率▲0.37%)を、本年12月の期末手当から減額。

第22回もちつきフェア

(入場券は書記局にあります)

とき：2011年12月10日(土)

ところ：神戸ポートアイランド

「CATパーク」

ポートライナー「医療センター」下車

(市民病院前) 主催 連合兵庫